

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年2月10日 01時30分ごろ
発生場所	北海道岩内町岩内港西方沖 岩内港東外防波堤灯台から真方位263°24.9海里（M）付近 （概位 北緯42°56.8′ 東経139°57.1′）
事故の概要	漁船第三十七まるや丸は、かにかご漁の操業準備中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和6年4月4日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十七まるや丸、125トン 132855、香北漁業有限会社
乗組員等に関する情報	船長兼漁労長、五級（航海） 乗組員A、六級（航海）
負傷者	重傷 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長兼漁労長（以下「船長」という。）及び乗組員Aほか11人が乗り組み、かにかご漁の操業の目的で、北海道小樽市小樽港を出港し、岩内港西方沖の漁場に向かった。</p> <p>本船は、漁場に到着して1回目の操業（揚げかご及び投かご）を終え、船長が単独で操船に当たり、約3M北西方に位置する2回目の操業場所へ向けて、約9.5ノットの対地速力で航行を始めた。</p> <p>経験が豊富な各乗組員は、いずれも自身の判断で次の操業の準備に当たり、乗組員A及びもう一人の乗組員（以下「乗組員B」という。）は、2回目の操業の際に交換予定の浮き樽を準備することとした。</p> <p>浮き樽（重量約11kg）は、発泡スチロール製のコアをポリエチレン製のカバーで包み、フロートネットを被せたもので、漁具の端に繋いで浮標として使用されており、使用に伴いしだいに萎んでくるので、状態によって交換する必要があった。（図1参照）</p>



図1 浮き樽の状況

乗組員A及び乗組員Bは、乗組員Bが船首部に位置する操舵室の上部に立ち、積載された浮き樽を、甲板上に立った乗組員Aに手渡す作業（以下「本件作業」という。）を開始した。

本船は、風が弱く、風上に向けて航行していたこともあり、船体動揺はほとんど生じていなかった。

甲板及び操舵室上部は、照明で照らされ明るい状態であり、甲板上に積雪がほとんどなく、操舵室上部に多少積雪があったものの、いずれの場所も長靴を履いた乗組員が滑りやすい状況ではなかった。

乗組員Aは操舵室の僅か後方の甲板上に、乗組員Bは操舵室の上部に立ち、乗組員Bは、乗組員Aが浮き樽を受け取るために両手を上げた姿勢で構えているのを確認し、声を掛けた後、最初の1個目の浮き樽を立てた状態で、両手で掴んで渡そうとしたところ、浮き樽のフロートネットが操舵室上部のレーダーマストに引っ掛かった。（図2参照）



図2 本件作業の状況

乗組員Aは、浮き樽のフロートネットが引っ掛かった状況が見え、両手を上げた姿勢のまま数分間待機し、その後、引っ掛かりが外れて渡された浮き樽を両手で受け取ろうとしたところ、受け取り損ねてヘルメットを着用した頭部に当たった。

乗組員Aは、体にしびれを感じて甲板上に倒れ込み、状況に気付いて集まった乗組員から介抱を受け、うち1人が操舵室で操船中の船長に事態を報告した。

報告を受けた船長は、開放していた操舵室後部のドア越しに振り返り、倒れ込んでいる乗組員Aを確認し、直ちに船舶電話で海上保安庁に事故発生を通報したところ、最寄りの岩内港に向かうよう指示された。

船長は、本船を岩内港に向けて操船しながら、船舶電話で救急車の出動要請及び船舶所有者への事故報告を行った。乗組員Aは、本船が岩内港に到着後、待機していた救急車で、札幌市内の病院に搬送されて、頸髄損傷、急性硬膜下血腫と診断され、約1か月間の入院加療を受けた。

各乗組員は、いずれもカッパ上下、ゴム手袋、ゴム長靴、救命胴衣及びヘルメットを着用していた。

船長及び乗組員Aによれば、本件作業の実施状況は、次のとおりであった。

① 船長

乗組員A及び乗組員Bは、本件作業の経験があり、細かい指示

	<p>は与えておらず、浮き樽は柔らかく、それ程重量があるものではないので、2人で作業を行うことに問題はなかった。</p> <p>② 乗組員A</p> <p>本件作業の際、両腕を上げた姿勢のまま待機していたので、しだいに両腕が疲労し、疲労した状態のまま浮き樽を受け取ったので、受け取り損なってしまった。</p>
分析	<p>本船は、岩内港西方沖を北西進しながら次の操業の準備中、甲板上で本件作業を行っていた乗組員Aが、操舵室上部の乗組員Bから渡された浮き樽を受け取り損なったことから、浮き樽が頭部に当たり負傷したものと考えられる。</p> <p>乗組員Aは、乗組員Bが渡そうとした浮き樽がレーダーマストに引っ掛かって手間取っている間、両腕を上げた姿勢で待機していたことから、両腕が疲労し、浮き樽を受け取り損なったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、岩内港西方沖を北西進しながら次の操業の準備中、甲板上で本件作業を行っていた乗組員Aが、両腕が疲労した状態のまま本件作業を続けたため、操舵室上部の乗組員Bから渡された浮き樽を受け取り損ね、浮き樽が頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の乗組員は、高所から漁具等の受渡し作業を行う場合、受け取る側と受け渡す側が互いに声を掛け合い、態勢が整ったことを確認の上で作業を進め、腕の疲労等の支障を感じた際は、一旦作業を中断すること。また、上方から漁具等を下ろす際、補助索を利用して、急な落下を防ぐようにすることが望ましい。